

第3回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月29日（火）午後2時25分から午後2時56分

2. 開催場所 網走市役所西庁舎会議室

3. 出席委員 17人

会長	17番	山田	健一
会長職務代理者	11番	山本	登
委員	1番	居内	和則
	2番	鬼塚	秀明
	3番	鎌田	直人
	4番	川崎	伸弘
	5番	遠藤	優一
	6番	福田	稔
	7番	松尾	貴子
	8番	藤田	政揮
	9番	中川	一弘
	10番	立石	雄治
	12番	小田切	英治
	13番	佐々木	義彦
	14番	鈴木	圭一
	15番	矢萩	一毅
	16番	首藤	勝広

4. 欠席委員 なし

議案第1号	現況証明について
議案第2号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第3号	農地等の所有権移転について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第6号	農地保有合理化事業に係る買入協議について

6. 議事録署名委員	3番	鎌田	直人
	4番	川崎	伸弘

7. 出席事務局職員	事務局長	川合	正人
	事務局次長	本間	保司
	農地係長	石岡	英樹
	事務局主査	竹岡	亮
	農地係主事	猪股	路子

8. 会議の概要

事務局長

それでは、ただ今より、網走市農業委員会第28回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりごあいさつをお願いします。

会長

(挨拶)

事務局長

次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。よろしくをお願いいたします。

議長

本日の出席委員は、17名で定足数に達しておりますので、ただ今から開会をいたします。次に本日の会議の議事録署名委員として、3番 鎌田委員、4番 川崎委員の両委員を指名いたします。

それでは、議案の審議に入ります。議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第1号の説明)

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第1号「現況証明について」については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしと声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。議案第2号につきましては、初めに1番から2番について説明を受けることとします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第2号1番から2番の説明)

なお、農地法第18条第6項の規定による通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第2号1番から2番については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。続きまして、議案第2号3番につきまして説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、4番の 川崎委員の退席を求めます。

(4番 川崎委員退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第2号3番の説明)

なお、農地法第18条第6項の規定による通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第2号3番については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(4番 川崎委員着席)

続きまして、議案第2号4番につきまして説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、5番の遠藤委員の退席を求めます。

(5番 遠藤委員退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第2号4番の説明)

なお、農地法第18条第6項の規定による通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第2号4番については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(5番 遠藤委員着席)

次に、議案第3号「農地等の所有権移転について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号の朗読説明)

なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2ページから6

ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんから質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第3号については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしと声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定をいたします。次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第4号につきましては、初めに1番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、4番の川崎委員の退席を求めます。

(4番 川崎委員退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号1番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては、別紙資料1の7ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、この件については、何もありませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第4号1番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。続きまして、議案第4号2番から6番につきまして説明を受けることとします。それでは、事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号2番から6番の朗読説明)

なお、本案件に係る農用地利用集積計画の内容につきましても、農業経

営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の7ページに記載しております。以上でございます。

議長　　ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番　　この件については、何もありませんでした。以上です。

議長　　議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑ございませんか。

（質疑なし）

それでは、お諮りいたします。議案第4号2番から6番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。続きまして、議案第4号7番につきまして説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、5番の遠藤委員の退席を求めます。

（遠藤委員退席）

それでは、事務局に議案の説明を求めます。

事務局　　（議案第4号7番の朗読説明）

なお、本案件に係る農用地利用集積計画の内容につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の7ページに記載しております。以上でございます。

議長　　ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番　　この件については、何もありませんでした。以上です。

議長　　議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑ございませんか。

（質疑なし）

それでは、お諮りいたします。議案第4号7番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

（遠藤委員着席）

続きまして、議案第4号8番につきまして説明を受けることとします。それでは、事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号8番の朗読説明)

なお、本案件に係る農用地利用集積計画の内容につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の7ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

この件については、何もありませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第4号8番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第5号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては、別紙資料1の7ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、この件については何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第5号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第6号「農地保有合理化事業に係る買入協議について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第6号の朗読説明)

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さん

からご質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第6号は、原案どおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第3回総会を閉会いたします。